



答 申 書

令和元年11月22日

目黒区特別職報酬等審議会

目黒区特別職報酬等審議会委員

会 長 吉 岡 桂 輔

会長職務代理 追 川 幸之助

委 員 青 木 茂

委 員 安 藤 功

委 員 岡 田 浩 美

委 員 奥 山 利 子

委 員 庄 島 猛 彦

委 員 原 武

委 員 土 方 武

委 員 松 崎 ひろ子

(委員氏名は50音順)

答 申

1 はじめに

当審議会は、令和元年10月31日、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、目黒区長から「議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額」について、意見を求める旨の諮問を受けた。

区長からの諮問に対し、当審議会は、各委員が公共的団体等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行った。

審議に際しては、令和元年の特別区人事委員会勧告をはじめ、目黒区の行財政改革の取組状況、財政収支の見通し等の説明を受けた。

また、議員報酬・特別職給与の23区比較、報酬・給料等の改定経過、議員報酬・特別職給与の改正試算等の資料などを基礎資料とし、区長等の職責の重要性、一般職員の給与との関係、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮しつつ、広範な視点から検討を重ねた。

短期間ではあったが、集中的に審議を行った結果、区民代表の立場から、区民感覚等にも十分配慮した上で、議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額等について答申を行うものである。

2 諮問事項を取りまく状況と検討内容

(1) 議員報酬の額及び区長等特別職の給料の額並びに期末手当の状況

議員報酬に関しては、議会における報酬等の自主的な見直しの検討のほか平成24年度から平成27年度までの4年間、減額措置が行われていた。これに伴い、平成22年以降の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定は行っておらず、平成28年4月から本則に復したところである。

その後、平成28年度の当審議会において、区長からの諮問を受け、「区長等特別職と同様に一昨年度の当審議会の答申における判断を踏まえた改定を行うことが適当であり、平成22年及び平成27年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させた上で、改定を行うことが妥当である。」との答申を行ったが、区は、区議会の意向を踏まえ、条例改正案の提出を見送ることとしたものである。

なお、直近では、平成29年度の当審議会の答申を受け平成30年1月に改定を行った。

区長等特別職の給料の額及び期末手当の支給月数に関しては、平成23年度から平成26年度までの間の緊急財政対策に伴う減額措置の終了

に伴い、平成27年4月に本則に復した後、平成27年から平成29年にかけては、当審議会の答申を受け、特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させ、直近では、平成30年1月に改定を行った。

なお、平成30年の特別区人事委員会勧告に対して、一般職の給与改定を見送ったため、職員との均衡の観点から、当審議会への諮問は行われなかった。

(2) 23区の議員報酬、特別職給与の状況

23区の議員報酬、特別職給与年額の比較(令和元年6月1日現在)によると、議長等の議員報酬、区長等特別職の給与の年額は、それぞれ20位前後と、23区の中で下位に位置している。

このことについては、緊急財政対策に御協力いただいた区民の取組や議会における対応なども考慮し、平成23年から26年までの間の特別区人事委員会勧告を踏まえた改定を見送り、給料等を据え置くべきであるとの判断を行った当審議会の答申を尊重した結果の影響も考えられる。

もともとは中位に位置していた中で、以上のような経過もあり、特別区人事委員会勧告に沿って増額改定してきた各区と比較し、順位が下位となっている一因とも考えられる。

(3) 議員及び区長等特別職の役割と職責

刻々と変化する社会経済状況、景気は回復基調にはあるものの、歳入面では、ふるさと納税による影響や法人住民税のさらなる国税化による減収等、大幅な増収は見込めない。一方、歳出面で子育て支援策の拡充等に伴う社会保障費の増加や新たな行政需要への対応等、予断を許さない本区の財政状況の下で、複雑・多様化する区民要望への的確な対応、主体的・自律的な行財政運営及び効率的で区民から信頼される区政を更に推進していくことが強く求められている。

二元代表制の一翼を担う区議会にあっては、主体性・自律性を発揮しながら、区的意思決定と行政のチェックを行う機関としての重責を担っており、区議会議員の役割と職責はますます重要となっている。

また、区政運営の最高責任者である区長をはじめ特別職には、より一層の高度な判断と実行力が求められており、その役割と職責は極めて重要である。

(4) 検討に当たっての留意点

議員報酬、区長等特別職の給料等の見直しに関しては、民間給与等の

実態、国や他の地方公共団体の動向等に鑑み行われた特別区人事委員会勧告の趣旨や内容、これを踏まえて改定される本区一般職員の給与の状況を十分考慮する必要がある。

同時に、本区の財政状況及び他区の状況などを総合的に勘案することが重要である。

こうした視点を踏まえ、議員報酬、区長等特別職の給料等の額の検討に当たっては、報酬月額、給料月額のみではなく、地域手当及び期末手当についても含め、年額ベースで総合的に比較検討を行った。

(5) 改定の試算

令和元年10月21日に行われた特別区人事委員会勧告は、職員の月例給でマイナス0.58%、平均マイナス2,235円の公民較差解消、期末・勤勉手当の0.15月分の増（現行4.5月→4.65月）を勧告するものである。

これまでの経過を踏まえ、それぞれの職責に見合った額となること等に配慮し、議員報酬及び区長等特別職の給料等の見直しについては、現行の額に本年の特別区人事委員会勧告を反映して試算を行った。

(6) 改定の実施時期

区長等の特別職については、これまで、慣例として遡及はしないこととし、できる限り早期に反映させることが妥当であるとして、条例改正後の月初めの日から実施することを当審議会は答申してきている。

これらの状況を勘案し、施行時期について、検討を行った。

3 結論

以上を踏まえ、慎重に審議した結果は次のとおりである。

(1) 審議結果

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について審議した結果、当審議会は、令和元年の特別区人事委員会勧告に沿って一般職員の給与改定が行われることを前提として、次のとおりの結論に達した。

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の月額は、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、これまでの当審議会における判断を踏まえ、令和元年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の月例給与の公民較差マイナス0.58%の較差解消に応じて、減額改定を行うことが適当である。

また、期末手当についても同様の考え方に立った改定を行い、一般職

員の期末・勤勉手当の増加率を横引きし、年間0.15月分引き上げ、議員にあっては3.55月に、区長等特別職にあっては3.60月に引き上げることが適当である。

(2) 改定額

改定後の議員報酬月額並びに区長、副区長及び教育長の給料月額並びに期末手当の支給月数を、次の額・月数に改めることが妥当である。

| | | |
|------|------|------------|
| 議長 | 報酬月額 | 902,000円 |
| 副議長 | 〃 | 789,000円 |
| 委員長 | 〃 | 655,000円 |
| 副委員長 | 〃 | 625,000円 |
| 議員 | 〃 | 596,000円 |
| 区長 | 給料月額 | 1,055,000円 |
| 副区長 | 〃 | 844,000円 |
| 教育長 | 〃 | 738,000円 |

| | | | |
|------|--------|-----|-------|
| 期末手当 | 年間支給月数 | 議員 | 3.55月 |
| | | 区長等 | 3.60月 |

(3) 実施の時期

施行時期については、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

4 おわりに

当審議会は、区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

本答申は、慎重に審議した結果であり、内容については最大限尊重し、真摯に取り組まれることを求めている。

区長等特別職の給与及び議員報酬については、特別区23区中20位前後となっており、他区と比較して下位に属している。

一方、区の財政状況においては一時の危機的な状況は脱したものの、税制改正などの影響により引き続き予断を許さない状況が見込まれている。

このような状況において、魅力あるまちづくりを進めるとともに、少子高齢化対策の充実、区有施設の見直しなど山積する喫緊の課題に対して、区長等特別職は区政運営の最高責任者として、より効果的で効率的な行財政運営に最大限の努力をし、区民の負託に応えるべく、区政の推進に取り組むことを要望する。

併せて、人事制度の改正に伴い、職員構成において適正な比率による女性管理職の登用をはじめ、新たなリーダーの育成にも積極的かつ的確に取り組むことを要望する。

また、二元代表制の一翼を担う区議会においては、区的意思決定と行政のチェックを行う機関としての役割と職責を更に果たしていただくことを併せて期待したい。

以 上